

## 函館市消防団連合消防団要綱

(設置)

第1条 各消防団の運営に関し必要な事項を協議し、消防団相互の連絡調整を図るため、函館市消防団連合消防団（以下「連合消防団」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連合消防団は、各消防団をもって組織する。

(事務)

第3条 連合消防団は、次の事務を行う。

- (1) 消防団相互の連絡調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(役員)

第4条 連合消防団に次の役員を置く。

- (1) 連合消防団長 1人
- (2) 副連合消防団長 4人

(職務)

第5条 連合消防団長は、函館消防団長をもって充てる。

2 連合消防団長は、連合消防団を代表し事務を総理する。

3 副連合消防団長は、函館消防団長以外の消防団長をもって充てる。

4 副連合消防団長は、連合消防団長を補佐し、連合消防団長に事故があるときは、連合消防団長があらかじめ指名する副連合消防団長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 連合消防団の庶務は、消防本部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連合消防団の運営に関し必要な事項は、連合消防団長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。